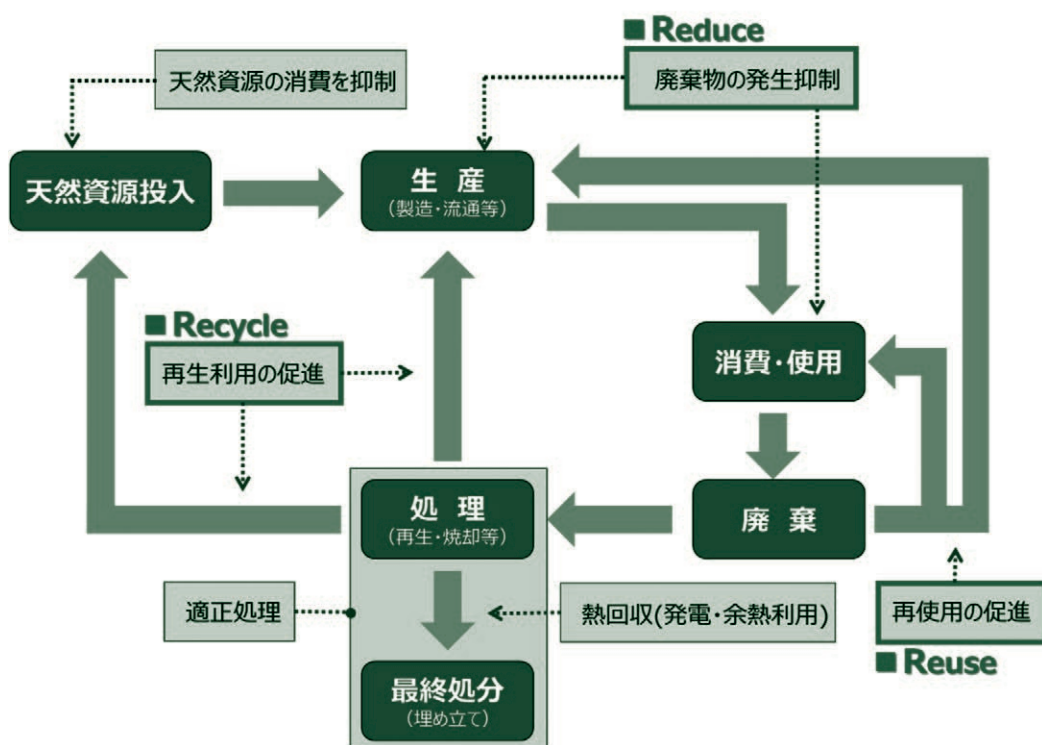


第2節 循環型社会の形成

県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働を図ることにより、循環型社会の形成を推進します。

また、廃棄物等を取り巻く現状や国の「循環型社会形成推進基本計画」等を踏まえ、本県の特徴を最大限に活かしながら、「3R⁴¹（リデュース⁴²・リユース⁴³・リサイクル⁴⁴）の推進」、「適正処理の推進」、「適正処理体制の確保」及び「循環型社会を担う人づくり・地域づくり」を柱とした取組を総合的に進めます。



目指すべき循環型社会の姿

（出典：環境省の「平成26年版環境・循環型社会・生物多様性白書」をベースに作成）

⁴¹ 3R：リデュース（Reduce:発生抑制）、リユース（Reuse:再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の言葉の頭文字Rをとって3R（スリーアール）といいます。

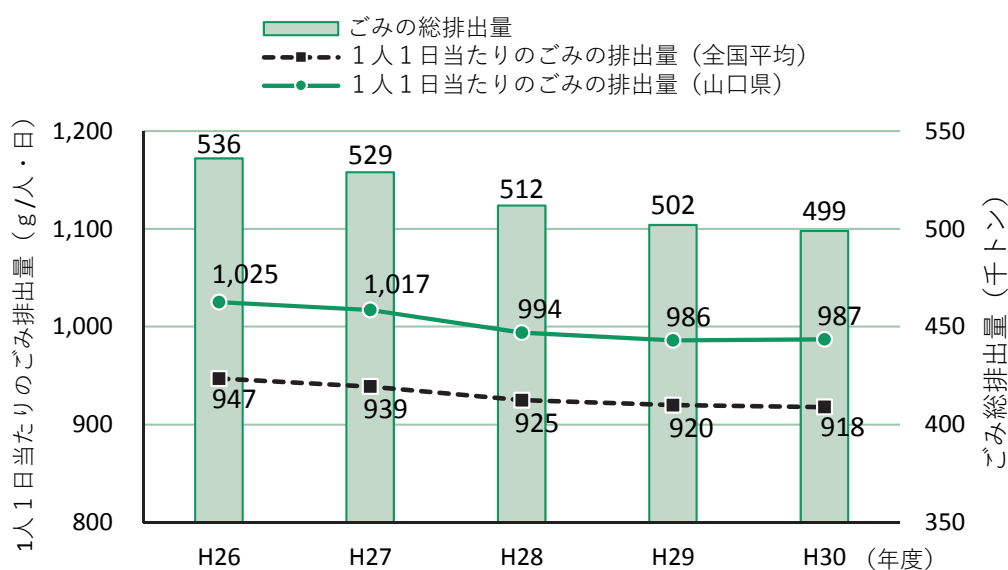
⁴² リデュース：無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルよりも優先される取組です。

⁴³ リユース：循環資源を製品としてそのまま使用することをいいます（修理を行ってこれを使用することを含む）。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものです。

⁴⁴ リサイクル：環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいいます。

<現状と課題>

- 国では、持続可能な社会を実現するため、「循環型社会形成推進基本計画」の策定をはじめ、「海岸漂着物処理推進法」の改正、「食品ロス⁴⁵削減推進法」の制定とともに、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、これらに基づく取組が進められています。
- 県では、「山口県循環型社会形成推進基本計画」（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）に基づく循環型社会の形成に向けた各種施策の展開を図っています。
- 一般廃棄物⁴⁶の1人1日当たりの排出量は減少傾向ですが、全国平均を上回っており、また、産業廃棄物⁴⁷の総排出量は、微減傾向であるものの、最終処分量の抑制も課題であることから、更なる発生・排出抑制と、減量化に取り組むことが必要です。



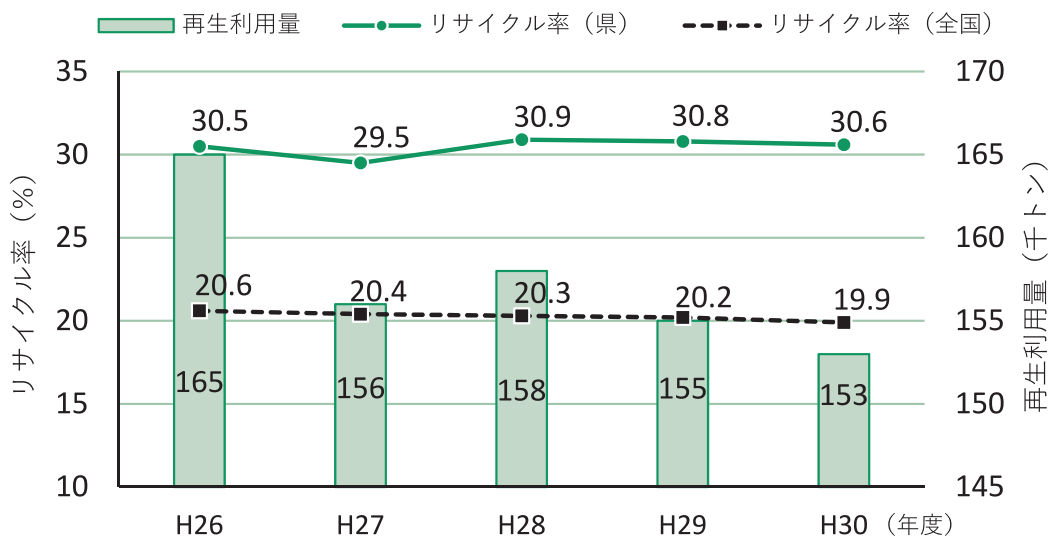
1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量の推移

- 一般廃棄物のリサイクル率（再生利用率）は、全国トップレベルの水準を維持しています。また、産業廃棄物のリサイクル率についても、本県の地域特性、産業特性を活かしたシステムの構築等により、全国水準より高いことから、今後とも、継続的な取組が必要で

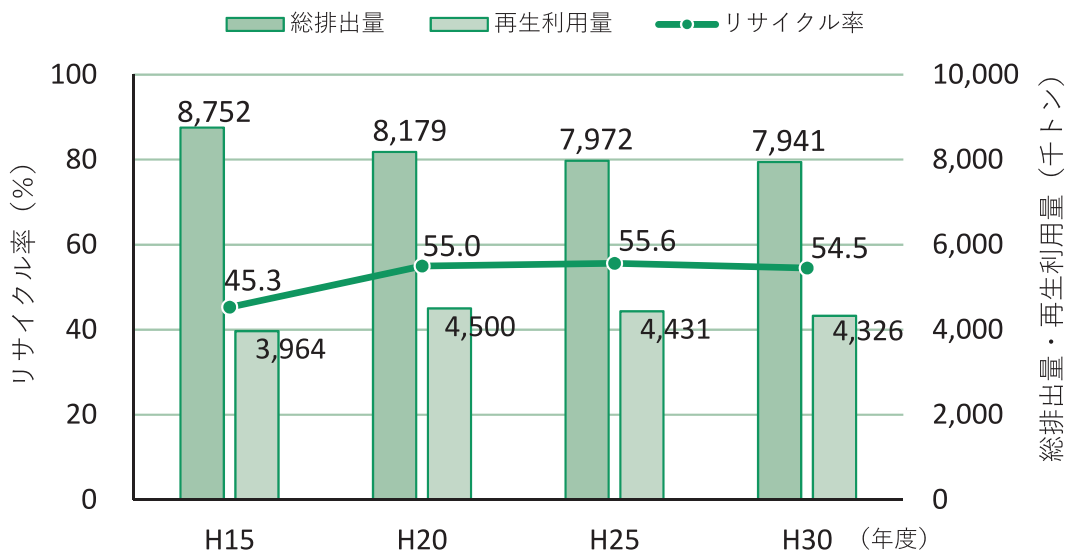
⁴⁵ **食品ロス**：本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

⁴⁶ **一般廃棄物**：日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される廃棄物など、産業廃棄物以外のものをいいます。

⁴⁷ **産業廃棄物**：工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいいます。



一般廃棄物のリサイクル率の推移



産業廃棄物のリサイクル率の推移

- 最終処分（埋立）量は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに横ばい傾向です。引き続き、中間処理施設等の整備促進による減量化に加え、最終処分場の整備・確保にも努めることが必要です。
- 不法投棄等の監視により発見される不適正処理の件数は依然として多い状況です。市町、関係機関と連携して未然防止に努めるとともに、夜間パトロールや不法投棄ホットラインなどの監視体制のもとでの早期発見・早期対応が求められます。

<施策展開の方向>

1	3Rの推進
(1)	プラスチックごみ削減の推進
(2)	食品ロス削減の推進
(3)	リユースの推進
(4)	資源循環型産業の育成支援
2	適正処理の推進
(1)	排出事業者責任の徹底
(2)	PCB廃棄物処理の推進
(3)	処理施設等に対する監視指導の強化
(4)	ダイオキシン類対策の推進
(5)	災害廃棄物処理対策の推進
3	適正処理体制の確保
(1)	不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
(2)	海洋ごみの適正処理体制の確保
(3)	優良産廃処理業者の育成支援
(4)	公共関与による広域処理体制の推進
(5)	処理施設設置に係る事前協議の推進
4	循環型社会を担う人づくり・地域づくり
(1)	環境学習・環境教育の推進
(2)	普及啓発及び情報発信

1 3Rの推進

(1) プラスチックごみ削減の推進

- 「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、2020（令和2）年7月に開始されたレジ袋有料化をきっかけとして、県民にライフスタイルの一層の変革を促し、ワンウェイプラスチック⁴⁸の使用を抑制し、プラスチック製品をできる限り、長い間、繰り返し使用し、使用後には徹底して分別回収されるよう、ごみ減量化県民運動やレジ袋等容器包装廃棄物の削減の取組を進めます。

(2) 食品ロス削減の推進

- 「山口県食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者団体、事業者、関係団体、行政から構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発を推進します。
- フードバンク活動⁴⁹の拡大・定着に向けて食品関連事業者から安定的に未利用食品を寄贈してもらい供給体制を構築することにより、食品ロスの削減を図ります。



フードバンク活動の流れ

⁴⁸ **ワンウェイプラスチック**：ペットボトルやレジ袋、ストローなどの使い捨てプラスチック製品をいいます。

⁴⁹ **フードバンク活動**：食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（いわゆる食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことをいいます。

(3) リユースの推進

- 市町や事業者、NPO 等民間団体と連携し、フリーマーケットの開催や、リサイクルショップの利活用などを通して、県民のリユースへの理解が進むよう情報発信に努めます。また、地域のイベント会場等でのリユース食器⁵⁰やリターナブル容器⁵¹等の使用を促進します。

(4) 資源循環型産業の育成支援

- 産学公民連携による、産業廃棄物の3R 等に関する事業化に必要な技術や施設・設備の開発、研究を促進します。
- 産業廃棄物の3R 及び未利用エネルギー利活用施設の整備を支援することにより循環型社会の形成を促進します。また、AI⁵²、IoT 等の新技術を活用した高効率な施設の導入を積極的に促します。
- 廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏⁵³の形成に必要なFS調査⁵⁴を支援します。
- 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続して取り組み、成果を上げている県内事業所を「山口県エコ・ファクトリー」に認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めます。また、県内で発生する循環資源を利用して製造加工された製品を「山口県認定リサイクル製品」として認定し、その利用促進及びリサイクル産業の育成を図るとともに、公共事業による利用を通じてリサイクル製品の地産・地消を推進します。
- 県民、事業者、市町と連携し、人と自然との共生等に配慮しながら、里山⁵⁵等の利用・管理によって生じる未利用資源の利活用を促進します。

⁵⁰ **リユース食器**：使い捨てではなく、繰り返し利用可能な食器のことをいいます。

⁵¹ **リターナブル容器**：中身を消費した後の容器を洗浄して、中身を充填する方法により、繰り返し使用可能な容器のことをいいます。一升びんやビール瓶が代表的なリターナブル容器です。

⁵² **AI**：Artificial Intelligence（人工知能）の略です。学習、推論、判断などの人間の知的な機能を人工的な方法により実現する技術をいいます。

⁵³ **地域循環圏**：製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域をいいます。

⁵⁴ **FS調査**：Feasibility Study（実行可能性）調査の略。新規事業などの問題点やニーズの把握を事前に行い、その解決に向けた事業展開の立案などを行う調査をいいます。

⁵⁵ **里山**：都市や農山村の暮らしの身近にあり、かつては薪炭生産など人と深い関わりをもっていた森林で、本県の森林の大半を占めています。

2 適正処理の推進

(1) 排出事業者責任の徹底

- 講習会等の開催により、排出事業者の法令順守の重要性・必要性の認識を深めるとともに、業界全体での機運醸成を図ることで、適正処理の促進と不適正処理の未然防止を図ります。

(2) PCB廃棄物処理の推進

- 「山口県PCB⁵⁶廃棄物処理計画」に基づき、県内に存在するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を促進します。

(3) 処理施設等に対する監視指導の強化

- 事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト⁵⁷の交付状況、施設の維持管理状況、有害使用済機器の保管状況などの監視指導を強化します。

(4) ダイオキシン類対策の推進

- 産業廃棄物焼却施設等の設置者に対し、ダイオキシン類⁵⁸の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理等について、監視指導を徹底するとともに、測定結果を公表し、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定められているダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

(5) 災害廃棄物処理対策の推進

- 被災地における災害廃棄物が迅速かつ適正に処理されるよう、市町の「災害廃棄物処理計画」の改定や、広域的な連携・協力体制の確保に必要な指導・助言を行います。

⁵⁶ **PCB**：人工的に作られた、主に油状の化学物質です。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

⁵⁷ **マニフェスト**：排出事業者が産業廃棄物を処理業者に処理委託する際に、処理業者に交付する帳票のことをいいます。排出事業者は、排出した産業廃棄物が適正に処理されたかをマニフェストの写しで確認でき、これにより収集運搬、処理等の事故や不法投棄等の不適正処理を未然防止することができます。産業廃棄物管理票ともいいます。

⁵⁸ **ダイオキシン類**：一般に、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランをまとめて「ダイオキシン類」と呼ばれますが、ダイオキシン類対策特別措置法では、これらにコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義しています。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程などがあります。

- 大規模災害の発生時に円滑な災害廃棄物の処理体制を確保できるよう、国や知事会、関係団体等の協力体制の確保と的確な運用に取り組みます。

3 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

- 夜間パトロールや不法投棄ホットライン等により、不法投棄等の未然防止、不適正処理の早期発見を図るとともに、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。
- 市町職員の県職員への併任など、市町と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等で構成する「不法投棄等連絡協議会⁵⁹」や、警察本部、海上保安部等と連携を図りながら、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

(2) 海洋ごみの適正処理体制の確保

- 「やまぐち海洋ごみアクションプラン（山口県海岸漂着物等対策推進地域計画）」に基づき、県内の海岸漂着物等に関する計画的かつ適正な処理体制を整備します。
- 県民、事業者、市町等で構成する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体として、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃をはじめとした海岸等の清掃活動を県民運動として展開します。

(3) 優良産廃処理業者の育成支援

- 「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」を活用し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく優良産廃処理業者⁶⁰を広く公表します。
- 県独自の優遇措置を設け、優良な産廃処理業者の育成に努めるとともに、その活用促進等により、産業廃棄物の適正処理の推進を図ります。

⁵⁹ **不法投棄等連絡協議会**：不法投棄など不適正処理に関する情報交換を行うとともに、地域に即した対策、啓発等の取組を実施しています。

⁶⁰ **優良産廃処理業者**：優良産廃処理業者認定制度において、通常の許可基準よりも厳しい基準で、都道府県から認定を受けた産業廃棄物処理業者のことです。

(4) 公共関与による広域処理体制の推進

- 県内2か所に整備した広域最終処分場⁶¹での産業廃棄物の全県的な受け入れ体制により、引き続き産業廃棄物の適正処理を確保します。
- 産業廃棄物の排出事業者責任の原則のもと、民間の事業者による最終処分場の設置が困難な状況にあることを踏まえ、生活環境の保全と産業活動の健全な発展を確保する観点から、後継処分場の整備に向けた検討を進めます。

(5) 処理施設設置に係る事前協議の推進

- 事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、適切な事前指導を行います。

4 循環型社会を担う人づくり・地域づくり

(1) 環境学習・環境教育の推進

- 廃棄物の3R、適正処理及び海洋ごみ対策の必要性等に関して、県民の正しい理解と協力を得て、自主的な取組が促進されるよう、学校や地域社会で環境学習・環境教育を推進し、循環型社会の形成に関する情報の発信に努めます。

(2) 普及啓発及び情報発信

- 県及び市町は、3Rや資源の大切さを認識・共感し、日頃の消費行動へ結びつけることを目的とした「選ぼう！3Rキャンペーン」や、3Rに関する意識醸成や行動喚起を促進する「Re-Style事業」等の国による取組について、広く周知を図ります。
- 海ごみゼロウィーク（5月30日～6月5日）、環境月間（6月）、循環型社会形成推進月間及び食品ロス削減月間（10月）等を通じて、廃棄物の3Rや、適正処理及び海洋ごみ対策の必要性等を啓発し、県民や事業者の自主的な取組や連携・協働が促進されるよう、施策やその実施状況・関連情報などの情報発信に努めます。

⁶¹ 広域最終処分場：2008年（平成20）年11月に供用開始した宇部港東見初広域最終処分場と2014（平成26）年4月に供用開始した徳山下松港新南陽広域最終処分場のことです。

<環境指標>

環境指標	現状値 [基準年度]	目標値 [目標年度]
1人1日当たりの家庭排出ごみ量	527 g/人・日 [2018(H30)]	462 g/人・日 [2025(R7)]
一般廃棄物のリサイクル率	30.6 % [2018(H30)]	35 % [2025(R7)]
産業廃棄物のリサイクル率	54.5 % [2018(H30)]	56 % [2025(R7)]
ダイオキシン類排出量	H9比96%削減 [2019(R1)]	H9比99%削減 [2030(R12)]